

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	34	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	58 の 30②	不利益処分の種類	業務規程によらないで完成検査を行ったときの指定の取消し又は停止	
<p>○高圧ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (指定の取消し等)</p> <p><u>第58条の30 経済産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>一 この節の規定又は第二十条第四項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第五十八条の十九第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p><u>三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行ったとき。</u></p> <p>四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 不正の手段により第二十条第一項ただし書の指定を受けたとき。</p> <p>[参考条文]</p> <p>○高圧ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号) 第18条 (都道府県が処理する事務)</p>						

(様式 6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

(変更)